

5 大阪芸術大学学生懲戒規程

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪芸術大学学則（以下「学則」という。）第 42 条及び大阪芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 46 条に定める懲戒に関する事項について定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

第 2 条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

2 成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、当該学生及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 3 条 懲戒の対象となる行為とは、本学の諸規程に違反する行為、又は学生としての本分に反する行為をいう。

2 学生としての本分に反する行為とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 反社会的行為
- (3) 人権を侵害する行為
- (4) ハラスメント行為
- (5) 学問倫理、情報倫理に反する行為
- (6) 本学の研究・教育に対する重大な妨害行為
- (7) その他本学の信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類)

第 4 条 学則第 42 条及び大学院学則第 46 条の懲戒の内容は、次の通りとする。

退学 学生としての身分を失わせ、再入学は認めないものとする。

停学 一定期間、学生の教育課程の履修、課外活動等を一切停止するものとし、無期停学又は有期停学とする。有期停学の場合、その期間は 6 か月を超えないものとする。

譴責 学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒めるものとする。学生は反省の意を文書で示すとともに、状況確認及び指導を受けるものとする。

2 停学の期間は学則第 9 条及び大学院学則第 33 条に規定する在学年限に算入する。ただし、停学の期間が 1 か月を超えるときは、在学期間に算入しない。

3 学生の行為が懲戒に相当しない場合でも、学長が必要と認めるときは、当該学生に対して嚴重注意を行うことができる。

(懲戒対象行為の確認)

第 5 条 教職員は、懲戒に相当すると思われる行為を知り得たときは、原則として学生部長（通信教育部は「通信教育部長」。以下「学生部長等」という。）に速やかに報告するものとする。

2 学生部長等は当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

3 調査にあたり、学生部長等は事前に学生に対して要旨を口頭又は文書で告知し、弁明の機会を与えるものとする。

4 当該学生が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(学生懲戒委員会)

第 6 条 前条により懲戒対象の行為を確認した場合、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長は、学生生活委員会委員長又は通信教育部運営委員会委員長を持ってあてる。

3 委員会は、学生生活委員会又は通信教育部運営委員会のうち委員長が指名した者をもって組織する。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会は、調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

第 7 条 学長は、第 6 条第 5 項の懲戒処分案に基づき、懲戒処分を決定する。教授会（大学院は「大学院委員会」、通信教育部は「通信教育部運営委員会」。以下「教授会等」という。）は、懲戒処分について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(懲戒処分の告知)

第 8 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に文書により通知する。

2 学長は、学生の保証人に対し、懲戒の内容及びその理由を文書により通知する。

3 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書により発信した日から発効する。

(懲戒処分の公示、公表)

第 9 条 学長は、懲戒処分を行った場合はその旨を学内に公示する。

2 公示する事項は、学部又は研究科、学科又は専攻、学生番号、懲戒の種類、懲戒の期間、懲戒理由とする。

3 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含め 2 週間とする。

(自宅待機の措置)

第 10 条 第 6 条の報告を受けた学長は、当該学生及びその他の学生の利益のために必要と判断した場合は、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を言い渡すことがで

きる。

- 2 自宅待機期間中は大学構内への立ち入りを一切禁止する。
- 3 自宅待機期間は、停学の期間に算入する。

(懲戒処分決定前の学籍異動)

- 第11条 当該学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の願い出があった場合は、学長はこれを受理しないものとする。

(停学処分中の指導)

- 第12条 学長は、停学処分中の学生の定期的な面談及び指導を行うものとする。

(無期停学処分の解除)

- 第13条 学長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断してその解除が妥当であると認めた場合は、教授会等に解除を発議することができる。
- 2 無期停学の解除は学生生活委員会又は通信教育部運営委員会において調整のうえ、学長が行う。教授会等は、解除について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。無期停学処分は、原則として停学の期間が6か月を経過した後でなければ、これを解除することができない。

(再審査)

- 第14条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係る事実の誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により学長に対して、再審査の請求を行うことができる。
- 2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに、審査の可否を決定しなければならない。
 - 3 審査の必要があると決定した場合には、学長は、第5条から第6条の規定を準用した再審査を行わせる。
 - 4 審査の必要がない場合には、学長は、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知する。
 - 5 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(審議の非公開)

- 第17条 学生の懲戒に関する審議は、すべて非公開とする。

(事務)

- 第18条 学生の懲戒に関する事務は、学生課及び通信教育部事務室で行う。

附則 この規程は、平成30年4月1日から実施する。